

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<p data-bbox="537 625 1124 680">最 終 保 障 供 給 約 款</p> <p data-bbox="575 898 1092 945">2025年 8月 1日実施</p> <p data-bbox="575 1570 1110 1617">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>	<p data-bbox="1448 894 1578 919">実施日の変更</p>	<p data-bbox="1935 625 2522 680">最 終 保 障 供 給 約 款</p> <p data-bbox="1970 898 2487 945">2026年 4月 1日実施</p> <p data-bbox="1970 1570 2504 1617">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<div data-bbox="448 520 1219 583" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2025年7月11日付 本第18号 届出</div>	届出日の変更	<div data-bbox="1846 520 2617 583" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2026年3月17日付 本第2号 届出</div>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
目次		目次
I. 最終保障供給約款の適用		I. 最終保障供給約款の適用
1. 適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1		1. 適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 最終保障供給約款の届出および変更・・・・・・・・・・1		2. 最終保障供給約款の届出および変更・・・・・・・・・・1
3. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1		3. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4. 日数の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3		4. 日数の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
II. 使用の申し込みおよび契約		II. 使用の申し込みおよび契約
5. 使用の申し込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4		5. 使用の申し込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6. 契約の成立および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4		6. 契約の成立および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7. 承諾の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4		7. 承諾の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
8. ガスの使用開始日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4		8. ガスの使用開始日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9. 名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5		9. 名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
10. ガス使用契約の解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5		10. ガス使用契約の解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
11. 契約消滅後の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5		11. 契約消滅後の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
III. ガス工事		III. ガス工事
12-1. ガス工事の申し込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6		12-1. ガス工事の申し込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
12-2. ガス工事の承諾義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6		12-2. ガス工事の承諾義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
13. ガス工事の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6		13. ガス工事の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
14-1. 内管工事に伴う費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・7		14-1. 内管工事に伴う費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
14-2. 本支管および整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担・・9		14-2. 本支管および整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担・・9
15. 工事費等の申し受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・10		15. 工事費等の申し受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
IV. 検針および使用量の算定	項目追加	16. 債権の譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
16. 検針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11		IV. 検針および使用量の算定
17. 計量の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	項目番号変更	17. 検針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
18. 使用量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	頁番号変更	18. 計量の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
19. 使用量のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	(以下同様)	19. 使用量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
V. 料金等		20. 使用量のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
20. 料金の適用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14		V. 料金等
21. 支払期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14		21. 料金の適用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
22. 料金の算定および申し受け・・・・・・・・・・・・・・・・・・14		22. 支払期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
23. 単位料金の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15		23. 料金の算定および申し受け・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
24. 料金の精算等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16		24. 単位料金の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
25. 保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16		25. 料金の精算等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
26. 料金および延滞利息の支払方法・・・・・・・・・・・・・・17		26. 保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
27. 料金の口座振替・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17		27. 料金および延滞利息の支払方法・・・・・・・・・・・・・・18
28. 料金のクレジットカード払い・・・・・・・・・・・・・・17		28. 料金の口座振替・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
29. 料金の払込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17		29. 料金のクレジットカード払い・・・・・・・・・・・・・・18

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
30. 料金の当社への支払日 17		30. 料金の払込み 18
31. 延滞利息 18		31. 料金の当社への支払日 19
32. 料金および延滞利息の支払順序 18		32. 延滞利息 19
33. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法 18		33. 料金および延滞利息の支払順序 19
VI. 供 給		34. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法 19
34. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性 19		VI. 供 給
35. 供給または使用の制限等 19		35. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性 21
36. 供給停止 20		36. 供給または使用の制限等 21
37. 供給停止の解除 20		37. 供給停止 22
38. 供給制限等の賠償 20		38. 供給停止の解除 22
VII. 保 安		39. 供給制限等の賠償 22
39. 供給施設の保安責任 21		VII. 保 安
40. 周知および調査義務 21		40. 供給施設の保安責任 23
41. 保安に対するお客さまの協力 21		41. 周知および調査義務 23
42. お客さまの責任 21		42. 保安に対するお客さまの協力 23
43. 供給施設等の検査 22		43. お客さまの責任 23
VIII. その他		44. 供給施設等の検査 24
44. 使用場所への立ち入り 23		VIII. その他
付 則		45. 使用場所への立ち入り 25
1. 本最終保障供給約款の実施期日 24		付 則
2. ガスメーターの能力の表示に関する経過措置 24		1. 本最終保障供給約款の実施期日 26
別 表		2. ガスメーターの能力の表示に関する経過措置 26
第1 供給区域 25		別 表
第2 本支管工事費の当社の負担額 25		第1 供給区域 27
第3 本支管および整圧器 25		第2 本支管工事費の当社の負担額 27
第4 ガスメーターの誤差が使用交差を超えている場合の使用量の算式 26		第3 本支管および整圧器 27
第5 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式 26		第4 ガスメーターの誤差が使用交差を超えている場合の使用量の算式 28
第6 適用する料金表 26		第5 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式 28
第7 料金の日割計算 (1) 30		第6 適用する料金表 28
第8 料金の日割計算 (2) 30		第7 料金の日割計算 (1) 32
第9 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式 30		第8 料金の日割計算 (2) 32
第10 熱量・ウォッベ指数 31		第9 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式 32
	別表追加	第10 熱量・ウォッベ指数 33
		第11 請求事業者 33

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>1. ～6. 略</p> <p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5 (1) のガス使用の申し込みがあった場合には、(2) の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3) から (5) の場合を除きます。</p> <p>(2) お客様の資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定める契約条件によるものといたします。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が法律、命令、条例または規則によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合</p> <p>② 災害および感染症の流行等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社との他のガスの供給および使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、申込者に対し2 5 の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(6) 当社は、(2) から (5) によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p> <p>8. ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客様とのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3 (26) のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日とその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者（当社を含みます。）からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する1 6 (1) の定例検針日の翌日。</p> <p>ただし、お客様の求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客様から検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客様の申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合および3 7の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客様の</p>	<p>番号変更のため修正</p> <p>番号変更のため修正</p> <p>番号変更のため修正</p>	<p>1. ～6. 略</p> <p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5 (1) のガス使用の申し込みがあった場合には、(2) の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3) から (5) の場合を除きます。</p> <p>(2) お客様の資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定める契約条件によるものといたします。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が法律、命令、条例または規則によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合</p> <p>② 災害および感染症の流行等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社との他のガスの供給および使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、申込者に対し2 6 の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(6) 当社は、(2) から (5) によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p> <p>8. ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客様とのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3 (26) のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日とその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者（当社を含みます。）からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する1 7 (1) の定例検針日の翌日。</p> <p>ただし、お客様の求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客様から検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客様の申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合および3 8の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客様の</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>希望する日。</p> <p>9. 略</p> <p>10. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) 引越し（転出）等の理由による解約</p> <p>① お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。</p> <p>ただし、特別の理由なくして当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。</p> <p>② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。</p> <p>なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに36の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。</p> <p>(2) ガス小売事業者への契約切替えによる解約</p> <p>お客さまがガス使用契約を解約し、新たにガス小売事業者（当社を含みます。）からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。</p> <p>当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日とします。</p> <p>(3) 当社は、7（3）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p> <p>(4) 当社は、36の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間および5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p>11. ～14. 略</p> <p>15. 工事費等の申し受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、14-1の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(2) 当社は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管および整圧器（1</p>	<p>番号変更のため修正</p> <p>番号変更のため修正</p>	<p>希望する日。</p> <p>9. 略</p> <p>10. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) 引越し（転出）等の理由による解約</p> <p>① お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。</p> <p>ただし、特別の理由なくして当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。</p> <p>② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。</p> <p>なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに37の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。</p> <p>(2) ガス小売事業者への契約切替えによる解約</p> <p>お客さまがガス使用契約を解約し、新たにガス小売事業者（当社を含みます。）からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。</p> <p>当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日とします。</p> <p>(3) 当社は、7（3）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p> <p>(4) 当社は、37の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間および5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p>11. ～14. 略</p> <p>15. 工事費等の申し受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、14-1の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(2) 当社は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管および整圧器</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>4-1 (6) の整圧器を除きます。) の工事を必要としない状態となった日をいいます。) の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく14-1および14-2の規定により算定した工事費および工事負担金(以下「工事費等」といいます。)を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事(工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。)</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p> <p>(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事(工事費が、20万円以下の工事をいいます。)については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。</p> <p>(5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部または一部を、お客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に一括して、または2回以上に分割して申し受けることができます。この場合、支払期間および支払方法に応じて金利相当額をいただくことがあります。</p> <p>(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。</p> <p>(7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。</p> <p>① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径または材質その他工事に要する材料の変更および特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>③ 工事に要する材料の価額または労務費に著しい変動があったとき</p> <p>④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき</p>	<p>工事約款に合わせて追加</p> <p>番号繰り下げ(以下同様)</p> <p>工事約款に合わせて追加</p>	<p>(14-1 (6) の整圧器を除きます。) の工事を必要としない状態となった日をいいます。) の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく14-1および14-2の規定により算定した工事費および工事負担金(以下「工事費等」といいます。)を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事(工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。)</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p> <p>(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事(工事費が、20万円以下の工事をいいます。)については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。</p> <p>(5) 当社は、当社が認めたクレジットカード決済会社を通じて当社が工事費等を受領する場合は、工事費等の支払期日をクレジットカードの決済日に繰り延べることができます。</p> <p>(6) 当社は、当社が認めた後払い決済会社(以下、「請求事業者」といいます。)を通じて当社が工事費等を受領する場合は、工事費等の支払期日を工事完成日以降で請求事業者が別途指定する期日に繰り延べることができます。</p> <p>(7) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部または一部を、お客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に一括して、または2回以上に分割して申し受けることができます。この場合、支払期間および支払方法に応じて金利相当額をいただくことがあります。</p> <p>(8) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。</p> <p>(9) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。</p> <p>① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径または材質その他工事に要する材料の変更および特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>③ 工事に要する材料の価額または労務費に著しい変動があったとき</p> <p>④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき</p> <p>16. 債権の譲渡</p> <p>(1) 当社は、15. (6) により工事費等を受領する場合は、別表第11に定める請求事業者¹⁾に工事費等の債権を譲渡いたします。</p> <p>(2) お客さまは、(1)において当社が工事費等の債権を請求事業者に譲渡することについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(3) お客さまは、当社が(1)の債権譲渡を行う場合において、請求および回収に必要な情報に限定</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
		<p>して、お客様の個人情報を請求事業者に通知することについて同意していただきます。</p> <p>(4) お客様は、当社が(1)の債権譲渡を行う場合において、請求事業者が工事費等の債権に関して工事費等が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて同意していただきます。</p> <p>(5) お客様は、当社が(1)の債権譲渡を行う場合について、前4項のほか、別表第11に掲げる請求事業者が定める利用規約に同意していただきます。</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p style="text-align: center;">IV 検針および使用量の算定</p> <p>16. 検 針</p> <p>— 検針の手順 —</p> <p>(1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。</p> <p>① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。</p> <p>② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。</p> <p>(2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。</p> <p>① 8②に規定するガスの使用開始日</p> <p>② 10(1)から(3)の規定により解約を行った日</p> <p>③ 36の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>④ 37の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>⑤ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日</p> <p>⑦ その他当社が必要と認めた日</p> <p>— 検針の省略 —</p> <p>(3) 当社は、お客さまが8なお書、8①ただし書および8②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が3日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、ガス使用契約が10(1)または10(2)の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日または定例検針日から解約の期日までの期間が3日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が3日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(6) 当社は、お客さまの不在または災害および感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。</p> <p>17. 計量の単位</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。</p> <p>(2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。</p> <p>(3) 18(9)または(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。</p>	<p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正</p>	<p style="text-align: center;">IV 検針および使用量の算定</p> <p>17. 検 針</p> <p>— 検針の手順 —</p> <p>(1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。</p> <p>① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。</p> <p>② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。</p> <p>(2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。</p> <p>① 8②に規定するガスの使用開始日</p> <p>② 10(1)から(3)の規定により解約を行った日</p> <p>③ 37の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>④ 38の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>⑤ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日</p> <p>⑦ その他当社が必要と認めた日</p> <p>— 検針の省略 —</p> <p>(3) 当社は、お客さまが8なお書、8①ただし書および8②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が3日（22(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、ガス使用契約が10(1)または10(2)の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日または定例検針日から解約の期日までの期間が3日（22(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が3日（22(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(6) 当社は、お客さまの不在または災害および感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。</p> <p>18. 計量の単位</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。</p> <p>(2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。</p> <p>(3) 19(9)または(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>18. 使用量の算定</p> <p>(1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。</p> <p>なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーターおよび取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。</p> <p>また、8なお書および8①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。</p> <p>(2) (1) の「検針日」とは、次の日をいいます（(3)、(7) および21(1)において同じ。）。</p> <p>① 16(1) および(2)（ただし、⑤を除きます。）の日であって、検針を行った日</p> <p>② 18(4) から(7) までの規定により使用量を算定した日</p> <p>③ 18(8) の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日</p> <p>(3) (1) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。</p> <p>① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②および③の場合を除きます。）</p> <p>② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合または37の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>③ 36の規定によりガスの供給を停止した日に37の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間</p> <p>— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —</p> <p>(4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします（なお、8①（ただし書の場合を除く。）に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、当社が保有する託送供給に係る検針値を用いて同様に使用量を算定いたします。）。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。</p> $V2 = M2 - M1 - V1$ <p>（備考）</p> <p>V1 = 推定料金算定期間の使用量</p> <p>V2 = 翌料金算定期間の使用量</p> <p>M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>(5) (4) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。</p> <p>① $V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$ （小数点第1位以下の端数は切り上げます。）</p> <p>② $V1 = (M2 - M1) - V2$</p>	<p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p>	<p>19. 使用量の算定</p> <p>(1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。</p> <p>なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーターおよび取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。</p> <p>また、8なお書および8①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。</p> <p>(2) (1) の「検針日」とは、次の日をいいます（(3)、(7) および22(1)において同じ。）。</p> <p>① 17(1) および(2)（ただし、⑤を除きます。）の日であって、検針を行った日</p> <p>② 19(4) から(7) までの規定により使用量を算定した日</p> <p>③ 19(8) の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日</p> <p>(3) (1) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。</p> <p>① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②および③の場合を除きます。）</p> <p>② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合または38の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>③ 37の規定によりガスの供給を停止した日に38の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間</p> <p>— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —</p> <p>(4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします（なお、8①（ただし書の場合を除く。）に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、当社が保有する託送供給に係る検針値を用いて同様に使用量を算定いたします。）。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。</p> $V2 = M2 - M1 - V1$ <p>（備考）</p> <p>V1 = 推定料金算定期間の使用量</p> <p>V2 = 翌料金算定期間の使用量</p> <p>M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>(5) (4) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。</p> <p>① $V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$ （小数点第1位以下の端数は切り上げます。）</p> <p>② $V1 = (M2 - M1) - V2$</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>(備考)</p> <p>V 1 = 推定料金算定期間の使用量 V 2 = 翌料金算定期間の使用量 M 1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値 M 2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。</p> <p>① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量は0立方メートルといたします。</p> <p>② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。</p> <p>(7) 当社は、8①ただし書および8②に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は0立方メートルといたします。</p> <p>— 災害および感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —</p> <p>(8) 当社は、災害および感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4) から (7) に準じて算定いたします。</p> <p>なお、後日、ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(10) または (11) に準じて使用量を算定し直します。</p> <p>(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第4の算式により使用量を算定いたします。</p> <p>ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。</p> <p>(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。</p> <p>(11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は (10) の基準により算定することがあります。</p> <p>なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。</p> <p>(12) 当社は、3 4 (3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p> <p>19. 使用量のお知らせ</p> <p>当社は、18の規定により使用量を算定したときは、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>番号繰り下げ 番号変更のため修正</p>	<p>(備考)</p> <p>V 1 = 推定料金算定期間の使用量 V 2 = 翌料金算定期間の使用量 M 1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値 M 2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値</p> <p>(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。</p> <p>① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量は0立方メートルといたします。</p> <p>② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。</p> <p>(7) 当社は、8①ただし書および8②に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は0立方メートルといたします。</p> <p>— 災害および感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —</p> <p>(8) 当社は、災害および感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4) から (7) に準じて算定いたします。</p> <p>なお、後日、ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(10) または (11) に準じて使用量を算定し直します。</p> <p>(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第4の算式により使用量を算定いたします。</p> <p>ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。</p> <p>(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。</p> <p>(11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は (10) の基準により算定することがあります。</p> <p>なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。</p> <p>(12) 当社は、3 5 (3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p> <p>20. 使用量のお知らせ</p> <p>当社は、19の規定により使用量を算定したときは、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p style="text-align: center;">V 料金等</p> <p>20. 料金の適用開始 料金は、8のガスの使用開始日または37の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p> <p>21. 支払期限 (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。 ① 検針日（16(2)①、④、⑥、および18(8)を除きます。） ② 18(9)、(10)または(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日 ③ 18(8)前段または(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日 (2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。 (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月29日および12月30日をいい、36においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>22. 料金の算定および申し受け — 料金の算定方法 — (1) 当社は、別表第6の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金および従量料金の合計額をいい、31、別表第6、別表第7および別表第8においても同様とします。）を算定いたします。ただし、12-1(4)④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として料金を算定いたします（(4)および(5)の場合も同様といたします。）。 — 料金算定期間および日割計算 — (2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。 (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。 ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合 ② 8なお書、8①ただし書および8②の場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合 ③ 10(1)から(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合 ④ 36の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上</p>	<p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p>	<p style="text-align: center;">V 料金等</p> <p>21. 料金の適用開始 料金は、8のガスの使用開始日または38の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p> <p>22. 支払期限 (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。 ① 検針日（17(2)①、④、⑥、および19(8)を除きます。） ② 19(9)、(10)または(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日 ③ 19(8)前段または(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、20により使用量をお知らせした日 (2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。 (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月29日および12月30日をいい、37においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>23. 料金の算定および申し受け — 料金の算定方法 — (1) 当社は、別表第6の料金表を適用して、20の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金および従量料金の合計額をいい、32、別表第6、別表第7および別表第8においても同様とします。）を算定いたします。ただし、12-1(4)④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として料金を算定いたします（(4)および(5)の場合も同様といたします。）。 — 料金算定期間および日割計算 — (2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。 (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。 ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合 ② 8なお書、8①ただし書および8②の場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合 ③ 10(1)から(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合 ④ 37の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>となった場合（16（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑤ 37の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合（16（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑥ 35（1）の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>（4）当社は、（3）①から⑤までの規定に基づき料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。</p> <p>（5）当社は、（3）⑥の規定に基づき料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。</p> <p>— 端数処理 —</p> <p>（6）当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。</p> <p>— 適用料金の事前のお知らせ —</p> <p>（7）当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金（基準単位料金または調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。</p> <p>23. 単位料金の調整</p> <p>〔1〕秋田支社地区</p> <p>（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1（2）のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金＋0.100円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金－0.100円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）</p> <p>（備考） 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p> <p>（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり）</p>	<p>ガス小売供給約款にあわせて修正</p> <p>番号繰り下げ</p>	<p>となった場合（17（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑤ 38の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合（17（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑥ 36（1）の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>（4）当社は、（3）①から⑤までの規定に基づき料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。</p> <p>（5）当社は、（3）⑥の規定に基づき料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。</p> <p>— 端数処理 —</p> <p>（6）当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。</p> <p>— 適用料金の事前のお知らせ —</p> <p>（7）当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金（基準単位料金または調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。</p> <p>— その他ご負担いただく費用 —</p> <p>（8）当社は、お客さまが、書面（紙）による適格請求書の発行および郵送を希望される場合には、原則として、1通につき330円（消費税等相当額を含みます）をお客さまにご負担いただきます。ただし、新たにガスの使用を申し込まれた場合、開栓月の翌々月分までの発行に限り、手数料は適用いたしません。</p> <p>24. 単位料金の調整</p> <p>〔1〕秋田支社地区</p> <p>（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1（2）のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金＋0.100円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金－0.100円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）</p> <p>（備考） 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p> <p>（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>83,460円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） 別表第6の1（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>（算定式） 平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格×0.9003 + トン当たりLPG平均価格×0.0394</p> <p>（備考） トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>（算定式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>〔2〕 福島支社、茨城支社、茨城南支社地区 （1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2（2）のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） = 基準単位料金 + 0.102円 × 原料価格変動額 / 100円 × （1 + 消費税率）</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） = 基準単位料金 - 0.102円 × 原料価格変動額 / 100円 × （1 + 消費税率）</p> <p>（備考） 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p> <p>（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p>		<p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 83,460円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） 別表第6の1（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>（算定式） 平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格×0.9003 + トン当たりLPG平均価格×0.0394</p> <p>（備考） トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>（算定式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>〔2〕 福島支社、茨城支社、茨城南支社地区 （1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2（2）のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） = 基準単位料金 + 0.102円 × 原料価格変動額 / 100円 × （1 + 消費税率）</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） = 基準単位料金 - 0.102円 × 原料価格変動額 / 100円 × （1 + 消費税率）</p> <p>（備考） 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p>

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 78,400円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） 別表第6の2(2)に定められた各3か月間における卸供給契約による購入ガスの原料トン当たり平均価格と貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算定式） 平均原料価格 = 卸供給契約による購入ガスの原料トン当たり平均価格×0.5930 + トン当たりLNG平均価格×0.4021 + トン当たりLPG平均価格×0.0053 （備 考） 卸供給契約による購入ガスの原料トン当たり平均価格、トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 （算定式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>24. 料金の精算等 （1）当社は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。 （2）当社は、すでに料金としていただいた金額と18(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。 （3）当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、34(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>25. 保証金 （1）当社は、5(1)の申し込みをされた方または支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件としてその申込者ま</p>	<p>番号繰り下げ 番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号繰り下げ</p>	<p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 78,400円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） 別表第6の2(2)に定められた各3か月間における卸供給契約による購入ガスの原料トン当たり平均価格と貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算定式） 平均原料価格 = 卸供給契約による購入ガスの原料トン当たり平均価格×0.5930 + トン当たりLNG平均価格×0.4021 + トン当たりLPG平均価格×0.0053 （備 考） 卸供給契約による購入ガスの原料トン当たり平均価格、トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 （算定式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>25. 料金の精算等 （1）当社は、19(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。 （2）当社は、すでに料金としていただいた金額と19(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。 （3）当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、35(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>26. 保証金 （1）当社は、5(1)の申し込みをされた方または支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなか</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>たはお客さまの予想月額料金の3か月分(お客さまが設置している消費機器および将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設ならびに前3か月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金をお預かりすることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(4) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、預かり期間経過後、または10の規定により契約が消滅したときは、保証金(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。</p> <p>26. 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>お客さまは、料金(31の規定による延滞利息を含みます。以下、27、28、29、30において同じ)を、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合には原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>① 36(1)①および②に規定する料金または延滞利息</p> <p>② クレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金または延滞利息</p> <p>27. 料金の口座振替</p> <p>(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みの方法</p> <p>28. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(1) 料金をお客さまとクレジットカード会社との契約に基づきクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジットカード会社は、当社が指定したクレジットカード会社といたします。</p>	<p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>番号繰り下げ</p>	<p>ったお客さまから供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件としてその申込者またはお客さまの予想月額料金の3か月分(お客さまが設置している消費機器および将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設ならびに前3か月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金をお預かりすることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(4) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、預かり期間経過後、または10の規定により契約が消滅したときは、保証金(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。</p> <p>27. 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>お客さまは、料金(32の規定による延滞利息を含みます。以下、28、29、30、31において同じ)を、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合には原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>① 37(1)①および②に規定する料金または延滞利息</p> <p>② クレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金または延滞利息</p> <p>28. 料金の口座振替</p> <p>(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みの方法</p> <p>29. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(1) 料金をお客さまとクレジットカード会社との契約に基づきクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジットカード会社は、当社が指定したクレジ</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>(2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書またはクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社またはクレジットカード会社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みの方法</p> <p>29. 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社又は債権回収会社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>② 当社の支社・事業所等</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>30. 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等または当社の支社・事業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等または当社の支社・事業所等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>	<p>番号繰り下げ</p> <p>ガス小売供給約款にあわせて修正・追加</p> <p>番号繰り下げ (以下同様)</p> <p>ガス小売供給約款にあわせて修正</p>	<p>ットカード会社といたします。</p> <p>(2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書またはクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社またはクレジットカード会社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みの方法</p> <p>30. 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込の方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。当社又は債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）の場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社又は債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>② 当社の営業所等</p> <p>(2) お客さまが当社指定の様式のうち払込書によってガス料金を支払われる場合、原則として、1通につき330円（消費税等相当額を含みます）をお客さまにご負担いただきます。手数料は、原則として当該帳票に合算して請求いたします。</p> <p>ただし、新たにガスの使用を申し込まれた場合、開栓月の翌々月分までの発行に限り、手数料は適用いたしません。</p> <p>(3) お客さまのご都合（紛失や汚損など）にて払込書を再発行する場合は、再発行に係る手数料として330円（消費税等相当額を含みます）をお客さまにご負担いただきます。手数料は、原則として再発行する払込書に合算して請求いたします。</p> <p>(4) お客さまが料金を(1)に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>31. 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等または当社の支社・事業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等または当社の支社・事業所等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>3 1. 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合</p> <p>② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、次の算定式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。</p> <p>算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数 ×0.0274パーセント(1円未満の端数切り捨て)</p> <p>(備考)</p> <p>消費税等相当額の算定方法は、別表第6の1(2)③および2(2)③のとおりといたします。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、32および36①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。</p> <p>3 2. 料金および延滞利息の支払順序</p> <p>料金(この最終保障約款に基づかない当社とのガスの供給および使用に関する契約の料金を含みます。)および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>3 3. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法</p> <p>工事費等、供給施設の修繕費、検査料およびその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社が指定した金融機関</p> <p>② 当社の支社・事業所等</p>	<p>番号繰り下げ (以下同様)</p> <p>番号変更のため 修正</p> <p>番号繰り下げ (以下同様)</p> <p>工事約款に合 わせて修正・追加 (以下同様)</p>	<p>3 2. 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合</p> <p>② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、次の算定式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。</p> <p>算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数 ×0.0274パーセント(1円未満の端数切り捨て)</p> <p>(備考)</p> <p>消費税等相当額の算定方法は、別表第6の1(2)③および2(2)③のとおりといたします。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、33および37①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。</p> <p>3 3. 料金および延滞利息の支払順序</p> <p>料金(この最終保障約款に基づかない当社とのガスの供給および使用に関する契約の料金を含みます。)および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>3 4. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法</p> <p>(1) 工事費等、供給施設の修繕費、検査料およびその他の料金以外の代金については、原則として当社が発行する請求書に基づき、払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社が指定した金融機関</p> <p>② 当社の支社・事業所等</p> <p>なお、当社は、工事費等の収納業務を債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収代行会社」といいます。)に委託することがあります。その場合は、債権回収代行会社が発行する払込書により次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>①債権回収代行会社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等</p> <p>②当社の支社・事業所等</p> <p>(2) 契約書を作成し成約した工事費等については、(1)によるお支払いのほか、次のいずれかの方法でお支払いすることができます。その場合は、当該契約書にお支払い方法を明記いただきます。</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
		<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードでのお支払い ・後払い決済でのお支払い <p>(3) 後払い決済の場合は、当社の工事完了後、請求事業者が発行する払込書により、請求事業者が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等でお支払いいただきます。</p> <p>(4) クレジットカード決済会社および請求事業者は、(2) によるお支払いが滞った場合には工事費等の収納業務を弁護士等に委託することがあります。 その際のお支払い方法は、弁護士等の案内に従うものとします。</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p style="text-align: center;">VI 供給</p> <p>34. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。</p> <p>① 秋田支社地区</p> <p>熱量 標準熱量 …………… 46.04655メガジュール 最低熱量 …………… 44.3メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p> <p>② 福島支社、茨城支社、茨城南支社地区</p> <p>熱量 標準熱量 …………… 45メガジュール 最低熱量 …………… 44メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによってお客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>35. 供給または使用の制限等</p>	<p>番号繰り下げ(以下同様)</p>	<p style="text-align: center;">VI 供給</p> <p>35. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。</p> <p>① 秋田支社地区</p> <p>熱量 標準熱量 …………… 46.04655メガジュール 最低熱量 …………… 44.3メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p> <p>② 福島支社、茨城支社、茨城南支社地区</p> <p>熱量 標準熱量 …………… 45メガジュール 最低熱量 …………… 44メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによってお客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>36. 供給または使用の制限等</p> <p>(1) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、また</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>(1) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。</p> <p>① 災害、感染症の流行その他の不可抗力による場合</p> <p>② ガス工作物に故障が生じた場合</p> <p>③ ガス工作物の修理その他工事の実施（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合</p> <p>④ 法令の規定による場合</p> <p>⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（4 1 (1) の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑦ 保安上またはガスの安定供給に必要な場合（4 1 (1) の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) 当社は、3 4 (2) に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。</p> <p>3 6. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②および③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に1 5日間および5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p>① 支払義務発生日の翌日から起算して5 0日（支払義務発生日の翌日から起算して5 0日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>② 当社と他のガスの供給および使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この最終保障約款に基づいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 4 4各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ 3 (10) の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷または失わせて、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 4 1 (5) および4 2 (4) の規定に違反した場合</p> <p>⑧ その他この最終保障約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>	<p>番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p>	<p>はお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。</p> <p>① 災害、感染症の流行その他の不可抗力による場合</p> <p>② ガス工作物に故障が生じた場合</p> <p>③ ガス工作物の修理その他工事の実施（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合</p> <p>④ 法令の規定による場合</p> <p>⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（4 2 (1) の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑦ 保安上またはガスの安定供給に必要な場合（4 2 (1) の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) 当社は、3 5 (2) に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。</p> <p>3 7. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②および③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に1 5日間および5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p>① 支払義務発生日の翌日から起算して5 0日（支払義務発生日の翌日から起算して5 0日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>② 当社と他のガスの供給および使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この最終保障約款に基づいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 4 5各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ 3 (10) の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷または失わせて、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 4 2 (5) および4 3 (4) の規定に違反した場合</p> <p>⑧ その他この最終保障約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>は、(1) の場合に準じて当社に通知していただきます。</p> <p>(3) お客さまは、3 9 (3) および4 0 (2) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは3 4 (2) に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。</p> <p>(6) 当社が1 2-1 (4) ⑤の規定により設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p> <p>(7) 当社は、必要に応じてお客さまの3 (10) の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。</p> <p>4 2. お客さまの責任</p> <p>(1) お客さまは、4 0 (1) の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p> <p>(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。</p> <p>(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。</p> <p>① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること</p> <p>② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること</p> <p>③ 3 4 (2) に規定する供給ガスに適合するものであること</p> <p>④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること</p> <p>⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること</p> <p>(5) ガス事業法第 62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。</p> <p>① 一般ガス導管事業の保安業務に協力するよう努めなければならないこと</p> <p>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと</p> <p>③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること</p>	<p>番号変更のため修正 (以下同様)</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>番号変更のため修正 (以下同様)</p>	<p>(3) お客さまは、4 0 (3) および4 1 (2) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは3 5 (2) に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。</p> <p>(6) 当社が1 2-1 (4) ⑤の規定により設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p> <p>(7) 当社は、必要に応じてお客さまの3 (10) の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。</p> <p>4 3. お客さまの責任</p> <p>(1) お客さまは、4 1 (1) の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p> <p>(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。</p> <p>(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。</p> <p>① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること</p> <p>② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること</p> <p>③ 3 5 (2) に規定する供給ガスに適合するものであること</p> <p>④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること</p> <p>⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること</p> <p>(5) ガス事業法第 62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。</p> <p>① 一般ガス導管事業の保安業務に協力するよう努めなければならないこと</p> <p>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと</p> <p>③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること</p>

